

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)
本日をもって招集されました平成24年第2回南幌町議会臨時会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名をいたします。
5番 石川 康弘議員、6番 佐藤 妙子議員。以上ご兩名を指名いたします。
日程2 会期の決定を行います。
お諮りいたします。本臨時会の会期は5月11日、本日1日限りとしたしたいと思います。ご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本臨時会は5月11日、本日1日限りと決定いたしました。
日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告はお手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済といたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成24年2月分及び3月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済といたします。
・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
町長 本議会臨時会にあたり1件の行政報告を行います。道央地域ごみ処理広域化推進協議会の枠組みの変更について申し上げます。本協議会については、昨年12月に千歳市長に対し参画を求める要請書を提出し、その後、千歳市では広域化によるメリットなどを検討し、本年3月5日、参画する前提として8項目の条件提示が本協議会に示されたことから、同月27日に協議会を開催、提示された8項目の条件を承諾することに決定し千歳市に報告、千歳市長は直ちに参加を表明し、3月30日に参加表明書が協議会会長に届きました。千歳市が参画することとなったことから今後は2市4町で可燃ごみ焼却施設建設に向けて協議を進めて参ります。
議長 以上で、町長の一般行政報告につきましては報告済といたします。
日程4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度南幌町一般会計補正予算(第8号))を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

只今上程を頂きました議案第32号 専決処分の承認を求めることにつきましましては、平成23年度南幌町一般会計補正予算(第8号)であり、歳入では地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、道支出金の最終確定に伴う追加、並びに歳出では北海道市町村備荒資金組合納付金、財政調整基金積立金の追加、農業経営基盤強化資金利子補給補助金、除排雪事業費の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,746万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億160万9,000円とするものであります。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第32号 専決処分書の平成23年度南幌町一般会計補正予算(第8号)の説明を行います。なお、今回の補正につきましては、主に各種交付金並びに特別交付税などの確定により精査したものであり、その結果、約1億7,000万円程度の留保資金が確保されたことから、備荒資金組合の積立納付と合わせまして、財政調整基金への積み立てを行い、整理をするものでございます。

それでは、歳出から説明を申し上げます。23ページをご覧くださいと思います。2款総務費1項3目財産管理費、補正額1億6,826万8,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金、北海道市町村備荒資金組合納付金1億5,000万円の追加でございます。超過納付金として積み立てるもので、平成23年度末残高は1億5,134万5,000円となります。25節積立金、財政調整基金利子積立金、減債基金利子積立金、基金繰替運用利子積立金につきましては、それぞれ確定により減額をするものでございます。財政調整基金積立金2,079万7,000円の追加でございます。これにより、平成23年度末残高は、7億8,425万9,000円となります。

4目企画振興費、続きまして9目職員給与費につきましては補正額ゼロでございます。それぞれ財源内訳を変更するものでございます。

次ページに参ります。3款民生費1項3目老人福祉費、補正額ゼロでございます。同じく財源内訳を変更するものでございます。

次ページに参ります。5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額221万1,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金、農業経営基盤強化資金利子補給補助金221万1,357円の減額でございます。借入金の確定により減額をするものでございます。

次ページに参ります。7款土木費2項2目道路維持費、補正額615万8,000円の減額でございます。14節使用料及び賃借料、借上料といたしまして、排雪ダンプほか、それぞれ確定により減額をするものでございます。

次ページに参ります。10款公債費1項2目利子、補正額243万4,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料、一時借入金利子並びに基金繰替運用利子、それぞれの確定により減額をするもの

でございます。

次に、歳入の説明を行います。9ページをお開き願いたいと思います。2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、補正額147万7,000円の追加でございます。1節地方揮発油譲与税147万7,125円の追加、確定によるものでございます。

2項1目自動車重量譲与税、補正額390万9,000円の追加でございます。1節自動車重量譲与税で390万9,000円の追加でございます。同じく確定によるものでございます。

次ページに参ります。3款利子割交付金1項1目利子割交付金、補正額6万3,000円の減額でございます。1節利子割交付金で6万3,000円の減額、同じく確定によるものでございます。

次ページに参ります。4款配当割交付金1項1目配当割交付金、補正額81万1,000円の追加でございます。1節配当割交付金で81万1,000円の追加、同じく確定によるものでございます。

次ページに参ります。5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金、補正額20万6,000円の追加でございます。1節で株式等譲渡所得割交付金20万6,000円の追加でございます。同じく確定によるものでございます。

次ページ、6款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額620万6,000円の追加でございます。1節地方消費税交付金620万6,000円の追加、同じく確定によるものでございます。

次ページに参ります。7款ゴルフ場利用税交付金1項1目ゴルフ場利用税交付金、補正額13万4,000円の追加でございます。1節ゴルフ場利用税交付金13万4,661円の追加でございます。同じく確定によるものでございます。

次ページ、8款自動車取得税交付金1項1目自動車取得税交付金、補正額116万5,000円の減額でございます。1節自動車取得税交付金で116万5,000円の減額、同じく確定によるものでございます。

次ページに参ります。10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額1億4,049万4,000円の追加でございます。1節地方交付税、普通交付税で3万9,000円の減額でございます。これにつきましては再算定によりまして減額となったもので、この結果、平成23年度の普通交付税の確定額につきましては、23億4,570万7,000円となったところでございます。前年度より7,118万1,000円の減となったところでございます。特別交付税で1億4,053万3,000円の追加でございます。これにつきましても確定によるもので、この結果、平成23年度特別交付税の確定額は3億5,053万3,000円となり、前年度より1,118万2,000円の増となったところでございます。

次ページに参ります。14款国庫支出金2項1目民生費国庫補助金、補正額568万8,000円の減額でございます。3節老人福祉費国庫補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金568万8,000

円の減額でございます。これにつきましては、制度の変更によりまして国庫補助金から道補助金に組み替えるもので、後ほど道補助金の方で同額追加をしております。

3目土木費国庫補助金、補正額850万円の追加でございます。1節道路橋梁費国庫補助金、雪寒地域道路事業費補助金850万円の追加でございます。これにつきましては、平成23年度の大雪の対応分といたしまして臨時的に交付されたものでございます。

3項2目民生費委託金、補正額が61万4,000円の追加でございます。1節社会福祉費委託金、国民年金事務費交付金61万3,930円の追加でございます。確定によるものでございます。

次ページに参ります。15款道支出金2項2目民生費道補助金、補正額568万8,000円の追加でございます。2節老人福祉費道補助金、介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金568万8,000円の追加でございます。先ほど説明いたしました国庫補助金から組み替えるものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額が110万6,000円の減額でございます。1節農業費道補助金で、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金110万5,674円の減額でございます。確定によるものでございます。

16款財産収入1項2目利子及び配当金、補正額で102万9,000円の減額でございます。1節利子及び配当金で、財政調整基金積立金利子並びに減債基金積立金利子、それぞれ確定により減額をするものでございます。

3目基金繰替運用収入、補正額が150万円の減額でございます。1節基金繰替運用収入150万円の減額で、同じく確定によるものでございます。

次ページに参ります。17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額が6万円の追加でございます。1節一般寄附金で6万円の追加、3月末に退職された職員より寄附されたものでございます。

次ページに参ります。18款繰入金1項3目教育振興基金繰入金、補正額98万3,000円の減額でございます。1節教育振興基金繰入金で98万2,639円の減額でございます。これにつきましては、当初、多良木町との児童交流事業に充当すべく繰入れを予定しておりましたが、事業費の確定並びに後ほど説明いたしますが、一部助成事業の対象となったことから減額をするものでございます。

次ページに参ります。20款諸収入5項4目雑入、補正額90万円の追加でございます。1節雑入で、いきいきふるさと推進事業助成金90万円の追加でございます。先ほど説明いたしました児童交流事業が助成対象となったことから、追加をするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1億5,746万5,000円を追加し、補正後の総額を49億160万9,000円とするものでございます。

次に6ページをお開き願いたいと思います。第2表債務負担行為補正、

変更でございます。事項につきましては農業経営基盤強化資金利子補給、平成23年度分でございます。変更前の期間、平成24年度から平成27年度、限度額219万8,000円を、変更後の期間、平成24年度から平成28年度まで、限度額を160万2,000円とするものでございます。平成23年度の借入金の確定により変更するものでございます。以上で、議案第32号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5番 石川 康弘議員。

石川議員 今回の補正予算に関しましては、ほとんど確定というふうなことでしたけれども、26ページの土木費の関係で1つお伺いしたいと思えます。道路維持費として、今回、600万円の減額で、1億3,000万円の総体予算であるというふうなことでしたけれども、2月の段階で、臨時会で2,100万円ほどの追加補正をして、除雪費に充てるというふうなことで行われたわけですけど、結果的に600万円が減額になったということでした。その時に配られた資料がちょっとここにあるんですけども、今年の累積の降雪量ですか、それとか、除雪出勤回数など、確定だと思っておりますけども、それについて押さえておられればお教えいただきたいと思えます。

議長 都市整備課長。

都市整備課長 2月、3月の降雪量がかなり予定より少なくなりまして、過去10年間の平均で5メートル7センチほどなのでございますけども、23年度におきましては647センチほどで、平均より140センチほど多くなっております。積雪量におきまして10年間で平均で93センチほどが、今年度は110センチほどで17センチほど多くなったことによりまして、当初の追加予算でございましたが、そのような原因によりまして減額ということで考えております。出勤回数におきましては、今ここに資料がございませんので後ほどご報告したいと思えます。以上です。

議長 5番 石川 康弘議員。

石川議員 (再質問) 実は、こっちに2月の臨時会の時に頂いた除雪業務の過去、平成18年からの一覧表を配られて、その時に説明されているのがありました。その時、23年度はまだ確定ではないので記入されていなかったということなものですから、ちょっとお伺いしたいと思ったんですけども、今資料がないということですので後ほど、できたらこの書類に数値を入れたやつを頂ければもっとわかりやすいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。それと、累積降雪量としてだけ、ちょっと今説明されましたけれども、647センチということではよろしいんでしょうか。ちなみに前の年22年度は703センチという数字を示されているんですけども、前年に比べて50センチぐらいしか少なかったというふうな形ですけども、何かイメージとしては22年、相当多いような感じがしたんですけども、その辺りはどうなのでしょう。

議長 都市整備課長。

都市整備課長 平成22年度の総降雪量につきましては703センチでございませ

(再答弁) て、23年度は647センチ、昨年より56センチのマイナスでございます。先ほどもご説明したように10年間の平均といたしましては、507センチでございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度南幌町一般会計補正予算(第8号))は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました議案第33号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の改正に伴い、町税条例の一部を改正する必要があるため本案を提案するものであります。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 それでは、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例制定)についてご説明いたします。地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日施行に伴い、本町の町税条例の一部を改正する条例を4月1日専決処分として公布したところであります。本日の議会臨時会で、これを報告し承認を求めるものでございます。

まず、今回の地方税法の一部改正で町税に関する主な改正点を申し上げます。1点目が、公的年金所得者の寡婦控除にかかわる申告手続きの簡素化の規定。2点目が、償却資産の課税の特例措置に伴う特例率の規定。3点目が、固定資産税の評価替えに伴う土地の負担調整措置等の見直しについて。4点目が、図書館、博物館、幼稚園等を設置する一般社団法人、財団法人にかかわる固定資産税の非課税措置について。5点目が、東日本大震災にかかわる特例措置の延長でございます。これら地方税法の一部改正に基づき、町税条例の関係する部分を今回改正するものでございます。

それでは、別途配付いたしました議案第33号資料、町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表にてご説明いたします。左側が改正後の新

条例、右側が改正前の旧条例であります。下線を付した箇所が改正部分でございます。それでは、まず条例本則の改正についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。第36条の2、町民税の申告でございますが、こちらでは年金所得のみの方で寡婦控除を受けようとする場合は、従来、個人住民税の申告をする必要がありましたが、改正により年金保険者に提出する扶養親族等申告書に寡婦の記載をすることによりまして個人住民税の申告の必要がなくなり、手続きの簡素化を図るため改正後削除するものでございます。

続きまして、2ページでございます。第54条、固定資産税の納税義務者等の規定についてですが、こちらは第7項の該当条項が、地方税法施行規則の一部改正に伴いまして項の繰り上げがありましたので条文整理を行うものでございます。

続きまして、制定附則についてご説明を申し上げます。附則第10条の2でございます。法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合でございますが、こちらは償却資産の課税の特例措置でございますが、今まででは地方税法で規定されておりましたが、この度の改正では、地方分権の関係により特例率を市町村の条例で定めることが必要となりました。特例率は標準税率であります現行と同率の4分の3と規定するものでございます。

続きまして、10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ですが、先ほどの附則第10条の2の追加に伴いまして、附則第10条の3と繰り下げるものでございます。

次、3ページになります。第11条、土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義でございますが、土地家屋につきましては3年ごとに評価額を見直す制度がとられております。平成24年度が基準年度となることから、年度表示を改めるものであります。併せまして地方税法の一部改正に伴いまして、項の繰り上げにより条文整理を行うものでございます。

続きまして、第11条の2、平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例でございます。平成24年度の評価額が据え置き年度において地価が著しく下落した場合に、地価の下落修正ができる特例措置の規定でございますが、平成25年度及び平成26年度も継続する規定でございます。年度表示の改正を行うものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。第12条、宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例についてでございます。第1項は負担調整措置の特例の規定でありまして、負担水準が100%に達していない住宅用地につきましては、本来の評価額の5%を前年課税標準額に加算する規定でございます。こちら評価替えに伴いまして平成24年度から26年度までの特例措置の継続を行うため年度表示の改正を行うものでございます。

続きまして、第2項でございます。こちら土地の負担調整措置にかかわる規定でございます。この度の改正では、商業地等につきましては平成21年から23年度までの仕組みを継続するものでありまして、変更はございません。住宅用地につきましては、特例措置の見直しといたしまして、今年度より据え置き特例を経過的な措置を講じた上で、平成26年度に廃止することになりましたので、条文から削除するものでございます。住宅用地の経過的措置につきましては改正附則にてご説明いたします。

5ページになりますけども、第3項でございます。第3項につきましては、負担水準が20%未満の土地は、負担水準を20%とする規定でございます。こちら、3年に一度の評価替えに伴いまして特例措置の継続を行うため年度表示の改正を行うものでございます。南幌町につきましては20%以下の土地はございません。

第4項でございます。こちらは、負担水準が80%以上の住宅用地は課税標準を前年度の課税標準に据え置く特例の規定でございます。先ほどご説明しましたが、据え置き特例が段階的に廃止されますので削除するものでございます。

続きまして、改正前の第5項と、6ページの第6項になります。こちらは商業地等の負担水準の規定でございます。商業地等につきましては、内容に改正がありません。先ほどの附則第12条第4項の削除に伴う項の繰り上げと、特例措置の継続を行うための年度表示の改正を行うものでございます。

続きまして、第13条です。農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例でございます。農地に対しての負担水準の規定でございます。農地の負担調整措置につきましては、平成21年度から23年度までの仕組みをそのまま継続するものでございますので、内容についての改正はありませんが、特例措置の継続を行うため年度表示の改正を行うものでございます。

続きまして、第15条、特別土地保有税の課税の特例でございます。中身的には宅地等に対する負担調整措置と同様の内容でございますが、現在本町には該当土地はございません。しかしながら、附則第14条の4項の削除に伴う項の繰り上げと、特例措置の継続を行うため、年度表示の改正を行うものでございます。

続きまして、7ページになります。第21条の2、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告でございます。旧民法第34条の法人から移行した特定移行一般社団法人が設置します図書館、博物館、幼稚園については非課税措置を講ずる規定でございます。その申告に必要な書類を明記したものでございます。南幌町には今のところ該当はございません。

続きまして、8ページになります。8ページの下段でございますが、第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。東日本大震災によりまして居住用の家屋

が滅失した場合、当該居住用家屋の敷地を譲渡する場合の譲渡期限を、現行の3年から7年に延長する特例措置を新たに規定するものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例でございます。住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除でございますが、この適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住することができなくなった場合に、控除対象期間の残りの期間につきましても住宅ローン控除を引き続き適用することができる規定でございます。こちらは、見出し中の適用期限を適用期間等に改め、それと第1項中の法律名を震災特例法に読み替える改正と、地方税法の一部改正に伴い条文整理を行うものでございます。

最後に改正附則についてご説明いたします。11ページになります。附則第1条は、施行期日を規定するものでございます。附則第2条は、町民税に関する経過措置を規定するものであります。附則第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものでございます。12ページをお開きください。第3項は、先ほどご説明しました住宅用地の負担調整の廃止に伴う経過的な措置を規定するものでございます。まず、平成21年度から22年度までにつきましては、負担水準割合が80%から100%未満の住宅用地につきましては、前年度の課税標準額据え置きで課税しておりました。この改正では、平成24年度と25年度について、負担水準割合が90%から100%未満の住宅用地につきましては、前年課税標準額据え置きで課税するという経過措置の規定でございます。続きまして、第4項ですが、第4項はこの度の改正に伴いまして、13ページの左の欄の附則第14条と附則第15条第1項にも適用される説明でございます。以上で議案第33号 町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了いたします。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました議案第34号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の改正に伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため本案を提案するものであります。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、平成24年4月1日に専決処分いたしました南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容の説明をいたします。今回の改正は、先ほどの町税条例の改正内容にもございました地方税法の改正により、災害により被災した居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定でございます。所有期間10年を超える居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例については、現行制度では災害により居住用家屋が滅失した場合においては、その敷地であった土地を災害があった日から3年後の年末までの間に譲渡した時に限り、居住用財産を譲渡したのものとして課税の特例を適用することとされておりましたが、この度の東日本大震災の被災者支援のため、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から7年後の年末までの間に延長されたことによるものでございます。

別途配布しております議案第34号資料、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。左側が改正後の新、右側が改正前の旧、アンダーライン部分が改正部分でございます。改正前の附則、第5項中、第36条の次に改正後、「(東日本大震災の被災者に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」を加え、改正前の同項中、「同法」を改正後「租税特別措置法」に改めるものでございます。附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議長 説明を終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程7 議案第35号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計

補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

只今上程を頂きました議案第35号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、江別太遊水地に伴う本管移設工事費の追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,395万1,000円とするものであります。詳細につきましては都市整備課参事が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。都市整備課参事。

都市整備課参事

それでは、議案第35号の説明を申し上げます。議案第35号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）初めに歳出から説明を申し上げます。8ページをお開きください。1款下水道事業費1項3目建設費、補正額3億7,000万円の追加でございます。15節工事請負費3億7,000万円の追加でございます。南幌町公共下水道污水管渠（污水 - 1号幹線）移設工事でございます。平成23年度に江別市遊水地建設に伴います下水道管渠移設に関しました補償実施設計業務が完了し概算工事費が確定したことから、本工事発注に向け予算計上を行うものでございます。なお、詳細な本工事は現在、札幌開発建設部と協議中であり概算工事費となっております。工事概要は、南幌市街地から晩翠污水中継ポンプ場を経まして、江別市浄化センターに通水しているルートの一部でございます道道江別長沼線西13号道路南5線から6線間の約550メートルに敷設しております鑄鉄管、径で申し上げますと600ミリ圧送管を、江別市遊水地周辺提を迂回するルートに変更することといたしまして、管種、管径を今後の計画人口などを考慮し、ポリエチレン管、径350ミリに変更いたしまして延長を約1,950メートルとするものでございます。工期は、本年11月末日を予定しております。

以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。前のページ、7ページをお開きください。5款諸収入2項1目雑入、補正額3億7,000万円の追加でございます。1節雑入3億7,000万円の追加でございます。南幌町公共下水道（污水 - 1号幹線）移設補償費3億7,000万円の追加でございます。歳出15節の工事請負費でご説明申し上げました補償移設工事に要します費用の全額を国より補償金として受けるために計上するものでございます。

以上で、歳入歳出それぞれ3億7,000万円を追加し、歳入歳出それぞれを6億3,395万1,000円とするものでございます。以上で下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

4番 本間 秀正議員。

本間議員

今、圧送管の関係、600ミリから350ミリに変更というお話しを

聞いたんですけども、350ミリにした場合、南幌町の市街地における人口がどのくらいまで耐えられるのか。それと、今現在600ミリをポリ管にすることによって流れがよくなるのか、その辺の説明をもう一度お願いしたいと思います。

議 長
都市整備課参事

都市整備課参事。

計画人口を推計し直して、ということでご説明を申し上げます。計画人口につきましては、一昨年策定いたしました総合計画並びに都市計画マスタープランに基づきました市街地内人口に対応する分で人口想定をしております。それにより汚水総水量が少なくなるといったようなことでの関係の縮小でございます。ポリエチレン管につきましてはの流速の関係につきましては、管種によりますと若干、管の粗い面、滑らかな面ということで影響はございますけれども、あくまでも圧送管でございますので、ポンプ能力の方がどちらかというと重要な点になりまして、ポンプ能力につきましては現在のポンプ能力でいけるのかなといったようなことを踏まえまして、計画人口による汚水総水量で比較しまして、350ミリに絞らせていただくといったようなことで計画をいたしました。以上でございます。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。議案第35号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程8 議案第36号 財産の取得について(通学バス)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

町 長

只今上程を頂きました議案第36号 財産の取得につきましては、通学バス購入に当たり過日入札を執行したところであります。契約の内容につきましては生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

議案第36号 財産の取得についてご説明を申し上げます。1 契約の目的、通学バス購入業務。2 取得する物件、自家用送迎バス1台。運転席を除いて49人乗りでございます。3 契約の方法、指名競争入札による。4 契約金額、金2,299万3,340円、消費税及び地方消費税の額込みでございます。5 契約の相手方、札幌市白石区中央2条1丁目

1 - 93、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう札幌東支店支店長古川剛。4月27日に3社の参加にて入札を執行したものでございます。参考といたしまして、納期、契約締結日より平成24年8月31日まで。以上で、議案第36号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5番 石川 康弘議員。

石川議員 今回の財産の取得ですけれども、当初の予算の中でも説明があったんですけれども、予算では2台購入するというふうな話であったかと思うんですけれども、今回1台ということは、もう1台いつ頃入れる予定なのかお伺いいたします。

それと、今、スクールバス3台走っていますけれども、今回のこのバスは何号車というのですか、しらかばだとかさくらだとかありますけれども、そのバス、何の後釜として利用されるのかお伺いします。

それと、その下ろすバスは今何年ぐらい乗っていて、走行はどれぐらいされていたのか、その辺りもお伺いしたいと思います。

それと、今、今年4月から夕張太の地域に朝だけ、別なバスで1台走らせていますけれども、そういう態勢というのは、これからいつぐらいまで続けられるのか、それに向けて新規にバスを購入するとかそんな考えというのは、どんな形で捉えているのかその辺りもお伺いします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、今頂きました質問でございますけれども、まず、スクールバスの現在の状況についてご説明を申し上げます。現在、町の所有しているスクールバスは3台ございまして、1つはしらかば号、平成2年車でございます。もう1台につきましてはつばめ号で、平成4年車でございます。この2台とも走行距離は40万キロに達してございます。3台目はさくら号で平成6年車、約35万キロを走行してございます。それと、この度統合に伴いまして児童通学バスを利用する児童生徒が増えるということで、民間の特別便を借り上げてございます。この対象児童につきましては、旧夕張太小方面の児童、それと市街地の一部児童でございます。この度購入をしようとしているバスにつきましては、この民間借上げバス、立ち乗り乗車を解消するための手当てでございます。今後につきましては、本年もう1台で購入を予定してございます。もう1台につきましては、文部科学省の補助事業を見込んでおりますことから、補助事業の補助決定がされるであろう本年の7月から8月頃にかけて入札を執行したいというように考えてございます。

この後につきましては、スクールバス、老朽化しているバスもありますことから、平成26年度までは4台体制を維持しまして、その後、平成27年には子どもたちの乗車人数が減少することから、現在のつばめ号、平成4年車を廃車しまして3台体制とします。また、平成28年には最後に残っております平成6年の現さくら号につきましては更新をしまして、最終的には平成28年度までの5年間に3台を新規購入して、スクールバスに係りまして一定の体制整備を終えたいというように考え

議長 長 てございます。以上でございます。
ほかにありませんか。
(なしの声)
ご質疑がありませんので質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。
(なしの声)
それでは採決いたします。議案第36号 財産の取得について(通学バス)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
日程9 議案第37号 財産の取得について(全身用X線CT装置)を議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。
町 長 只今上程を頂きました議案第37号 財産の取得につきましては、全身用X線CT装置購入に当たり過日入札を執行したところであります。契約の内容につきましては病院事務長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
議長 長 内容の説明を求めます。病院事務長。
病院事務長 それでは、議案第37号 財産の取得についてご説明申し上げます。
1 契約の目的でございますが、全身用X線CT装置購入業務でございます。2 取得する物件でございますが、全身用X線CT装置一式でございます。現在使用しているX線CTにつきましては、平成8年に導入したものでございます。また、CT1回転で1枚の輪切りの画像ができる装置となっておりますが、今回取得する機器につきましては、1回転で16枚の輪切り画像が撮影できる機器でございます。続いて、3 契約の方法、指名競争入札によるものでございます。4月27日に実施したところでございます。入札参加業者は4社でございます。4 契約金額、2,572万5,000円、うち消費税及び地方消費税の額122万5,000円でございます。5 契約の相手方でございますが、札幌市中央区北5条西13丁目、株式会社常光札幌支店支店長畝重英治でございます。参考といたしまして、納期は、契約締結日より平成24年6月30日まででございます。以上で説明を終わります。
議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声)
ご質疑がありませんので質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。
(なしの声)
それでは採決いたします。議案第37号 財産の取得について(全身用X線CT装置)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。只今をもって閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本臨時会は只今をもって閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前10時28分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

5 番 _____

6 番 _____